

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○高知県道路占用料徴収条例施行規則 昭和44年 3 月27日規則第10号 改正 昭和46年 3 月16日規則第 9 号 昭和57年 3 月31日規則第19号 昭和60年 3 月31日規則第13号 平成元年 3 月31日規則第39号 平成 5 年 3 月30日規則第10号 平成 7 年 3 月31日規則第30号 平成 8 年 3 月29日規則第46号 平成12年 3 月28日規則第35号 平成15年 9 月24日規則第109号 平成16年 5 月11日規則第64号 平成17年 3 月 4 日規則第12号 平成19年 9 月28日規則第107号 平成28年11月 1 日規則第73号 平成29年 3 月10日規則第 9 号 <u>令和 6 年 12 月 20 日規則第 91 号</u> 高知県道路占用料徴収条例施行規則をここに公布する。 高知県道路占用料徴収条例施行規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第 3 号。以下「条例」という。）の<u>規定に基づき、条例の施行に関し</u>必要な事項を定めるものとする。 (占用料の免除)	○高知県道路占用料徴収条例施行規則 昭和44年 3 月27日規則第10号 改正 昭和46年 3 月16日規則第 9 号 昭和57年 3 月31日規則第19号 昭和60年 3 月31日規則第13号 平成元年 3 月31日規則第39号 平成 5 年 3 月30日規則第10号 平成 7 年 3 月31日規則第30号 平成 8 年 3 月29日規則第46号 平成12年 3 月28日規則第35号 平成15年 9 月24日規則第109号 平成16年 5 月11日規則第64号 平成17年 3 月 4 日規則第12号 平成19年 9 月28日規則第107号 平成28年11月 1 日規則第73号 平成29年 3 月10日規則第 9 号 高知県道路占用料徴収条例施行規則をここに公布する。 高知県道路占用料徴収条例施行規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第 3 号。以下「条例」という。）の<u>施行について</u>必要な事項を定めるものとする。 (占用料の免除)

改正後	改正前
第2条 条例第5条の規定に<u>基づき</u>占用料を免除するものは、<u>同条第1号から第4号までのいずれか</u>に該当するもの及び別表第1に掲げるものとする。 (占用料の減額) 第3条 条例第5条第7号の規定に<u>基づき</u>占用料を減額するものは、別表第2に定めるものとする。 2 前項に規定するものに係る1件の占用料の額は、条例<u>の規定</u>により算出して得た額の範囲内において<u>知事が別に</u>定める額とする。 3 前項の占用料の額が100円未満（占用料<u>を日額</u>で定めたものにあつては、50円未満）であるとき<u>又は</u>当該額に10円未満の端数を生じたときは、条例別表の規定の例により処理するものとする。 付 則 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。 付 則（昭和46年3月16日規則第9号） この規則は、昭和46年4月1日から施行する。 附 則（昭和57年3月31日規則第19号） この規則は、昭和57年4月1日から施行する。 附 則（昭和60年3月31日規則第13号） この規則は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則（平成元年3月31日規則第39号） この規則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成5年3月30日規則第10号） この規則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則（平成7年3月31日規則第30号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成8年3月29日規則第46号） この規則は、平成8年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月28日規則第35号）	第2条 条例第5条の規定に<u>より</u>占用料を免除するものは、<u>同条第1号から第4号まで</u>に該当するもの及び別表第1に掲げるものとする。 (占用料の減額) 第3条 条例第5条第7号の規定に<u>より</u>占用料を減額するものは、別表第2に定めるものとする。 2 前項に規定するものに係る1件の占用料の額は、条例に<u>規定するところ</u>により算出して得た額の範囲内において<u>別に</u>定める額とする。 3 前項の占用料の額が100円未満（占用料<u>の単位を日</u>で定めたものにあつては、50円未満）であるとき、<u>又は</u>当該額に10円未満の端数を生じたときは、条例別表の規定の例により処理するものとする。 付 則 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。 付 則（昭和46年3月16日規則第9号） この規則は、昭和46年4月1日から施行する。 附 則（昭和57年3月31日規則第19号） この規則は、昭和57年4月1日から施行する。 附 則（昭和60年3月31日規則第13号） この規則は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則（平成元年3月31日規則第39号） この規則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成5年3月30日規則第10号） この規則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則（平成7年3月31日規則第30号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成8年3月29日規則第46号） この規則は、平成8年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月28日規則第35号）

改正後	改正前
この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成15年9月24日規則第109号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成16年5月11日規則第64号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成17年3月4日規則第12号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1（3）の表の6中「塩又は」を削り、同表（3）の6の次に加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成19年9月28日規則第107号） この規則は、平成19年10月1日から施行する。 附 則（平成28年11月1日規則第73号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年3月10日規則第9号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（令和一年一月一日規則第一号） この規則は、令和7年4月1日から施行する。 別表第1（第2条関係） （1） 条例第5条第5号に該当するもの 1 道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱 2 公共的団体が設置する有線放送電話柱 3 公共的団体が設ける水管及び下水道管 （2） 条例第5条第6号に該当するもの 水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに通路 （3） 条例第5条第7号に該当するもの 1 電気、電気通信（<u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120</u>	この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成15年9月24日規則第109号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成16年5月11日規則第64号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成17年3月4日規則第12号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1（3）の表の6中「塩又は」を削り、同表（3）の6の次に加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成19年9月28日規則第107号） この規則は、平成19年10月1日から施行する。 附 則（平成28年11月1日規則第73号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年3月10日規則第9号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 別表第1（第2条関係） （1） 条例第5条第5号に該当するもの 1 道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱 2 公共的団体が設置する有線放送電話柱 3 公共的団体が設ける水管及び下水道管 （2） 条例第5条第6号に該当するもの 水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに通路 （3） 条例第5条第7号に該当するもの 1 電気、電気通信（<u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）</u>）に規

改正後	改正前
条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下この表において「認定電気通信事業者」という。）が設けるもので、同項に規定する認定電気通信事業（以下この表において「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）及びガスの各戸引込み地下埋設物 2 公共的団体又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）若しくは認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込み電線（認定電気通信事業者が設けるものにあつては、認定電気通信事業の用に供するものに限る。） 3 かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 4 カーブミラー、黄色回転灯、交通検問所、注意標識等道路交通安全のための施設 5 くずかご、灰皿、花壇、掲示板、公衆便所、非常用救助袋固定環等で営利目的がなく、かつ、道路の美化、公衆の利便又は保護に著しく寄与する物件 6 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので1店舗1個に限る。） 7 山間へき地及び高層ビル等によるテレビ難視聴地区における受信施設（営利を目的とする有線テレビジョン放送事業に係るものを除く。） 8 アークード 9 アーチ（商店街振興組合等（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合又は商店街振興組合連合会をいう。）が、県又は市町村の補助等を受けて設置するものに限る。） 10 昭和62年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設するために、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不	定する認定電気通信事業者（以下この表において「認定電気通信事業者」という。）が設けるもので、同法に規定する認定電気通信事業（以下この表において「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）及びガスの各戸引込み地下埋設物 2 公共的団体又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）若しくは認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込み電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、認定電気通信事業の用に供するものに限る。） 3 かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 4 カーブミラー、黄色回転灯、交通検問所、注意標識等道路交通安全のための施設 5 くずかご、灰皿、花壇、掲示板、公衆便所、非常用救助袋固定環等で営利目的がなく、かつ、道路の美化、公衆の利便又は保護に著しく寄与する物件 6 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので1店舗1個に限る。） 7 山間へき地及び高層ビル等によるテレビ難視聴地区における受信施設（営利を目的とする有線テレビジョン放送事業に係るものを除く。） 8 アークード 9 アーチ（商店街振興組合等（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。）が、県又は市町村の補助等を受けて設置するものに限る。） （新設）

改正後		改正前	
	可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下この表において同じ。）		
	11 四国地区電線類地中化協議会において策定された基本構想に基づき、都市の再開発等に併せて総合的な都市づくりの一環として先行的に地中化を行う地域において地中化する場合に設置する物件で、昭和62年4月1日から令和7年3月31日までの間に、電線類が上空に設置されていない道路において、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件		（新設）
	12 令和7年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件		（新設）
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
	1 バス停留所標識及びバス待合所		1 バス停留所標識及びバス待合所
	2 ガス管		2 ガス管
	3 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は <u>電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）</u> の設置する電柱又は電話柱		3 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は <u>電気通信事業者</u> の設置する電柱又は電話柱
	4 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス若しくは軌道の停留所標識に添加された広告及び建物、塀その他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告のうち、表裏2面に表示しているもの （削除）		4 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス若しくは軌道の停留所標識に添加された広告及び建物、塀その他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告のうち、表裏2面に表示しているもの
			5（1） <u>昭和62年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設するために、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同</u>

改正後		改正前	
(削除) 5 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局 6 平成8年4月1日前に占用の許可を受けている物件で、高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成8年高知県条例第15号)による改正後の条例の規定により従前より占用料が増額となるもの 7 <u>電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。)</u>及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)		じ。) (2) <u>四国地区電線類地中化協議会において策定された基本構想に基づき、都市の再開発等に併せて総合的な都市造りの一環として先行的に地中化を行う地域において地中化する場合に設置する物件で、昭和62年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類(地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。)</u>及びこれらと一体不可分な物件 6 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局 7 平成8年4月1日前に占用の許可を受けている物件で、高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成8年高知県条例第15号)による改正後の条例の規定により従前より占用料が増額となるもの (新設)	